

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表四件

福島県監査委員

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人を行った平成30年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月14日

福島県監査委員 勅使河原 正之
福島県監査委員 佐久間 俊 男
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 菅 家 惣一郎

元 人 第 1 9 9 9 号
令 和 2 年 1 月 1 0 日

福島県監査委員 勅使河原 正之
福島県監査委員 佐久間 俊 男
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 菅 家 惣一郎
様

福島県知事 ㊤

平成30年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）
このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措 置 の 内 容
決裁日漏れについて （農産物流通課他）	【指摘事項】 発議書には決裁日を原則として記載しなければならないが、記載が漏れている。	発議書の決裁日の記載が漏れていたものであり、今後記載漏れがないよう、複数人によるチェックを行い、事務誤りの防止に努めて

報告書71頁	他に同様の指摘8件あり。(参照頁87、96、118、170、181、189、197、204)	いく。
契約書記載誤りについて (農産物流通課) 報告書71頁	【指摘事項】 「ふくしま 新発売。」復興プロジェクトについて、平成29年4月1日から、契約解除に係る違約金条項等が追加され、委託業務変更契約書を締結している。違約金に関する条項に関する修正では、原契約書第12条第2項を削除し、第12条の2として追加すると記載している。変更契約書の追加された条項では、第13条の2となっており、契約内容が記載と相違している。	違約金条項等を追加する際に誤ったものであり、今後誤りのないよう、複数人によるチェックを行い、事務誤りの防止に努めていく。
委託料の額の確定調書について (農産物流通課) 報告書71頁	【指摘事項】 緊急時環境放射線モニタリング検査情報(農林水産物・加工食品)検索サイト開発・管理運営業務の委託料の額の確定通知は、委託料の額の確定調書で決裁が行われる運用となっている。その際、宛先を明記することとなっているが、記入漏れとなっている。 なお、当該契約は、確定額が委託額と同額であり、確定通知を省略することが可能である。他の事業においても同額の場合には、原則として省略とする運用がなされていることから、当該事業においても、通知を省略する運用をすべきであり、決裁時に多角的に検討されていないといえる。今後、運用の徹底が望まれる。	委託料の額が確定額と同一の場合で、通知を省略した場合の委託料の額の確定調書については、宛先、文書記号及び番号の記載を省略する取扱いとする。
業務委託契約書の通知・送付に関する発議書の決裁日について (農産物流通課) 報告書75頁	【指摘事項】 県では、発議書の決裁について、併せて支出負担行為調書の決裁を受ける場合は、発議書の決裁日を省略する取扱いを行っている。「がんばろう ふくしま!」応援店等拡大事業の業務委託契約の通知・送付に関する発議書においても同様の取扱いとなっていたが、支出負担行為調書の決裁日が、発議書の起案日以前となっていた。	発議書の起案日について記載する際に誤ったものであり、支出負担行為調書の決裁日が正しい日付である。今後誤りのないよう、複数人によるチェックを行い、事務誤りの防止に努めていく。
補助金の確認書類の不備について (南会津農林事務所)	【指摘事項】 補助金の実績報告書の添付資料として以下の書類を入手することになっている。 (1)本事業に係る支払を証する	リース契約書及びリース物件借受証については、平成30年11月21日に事業実施主体から徴取し、リース取引の内容が適正であることを確認した。

報告書138頁	<p>書類（領収書、明細書等）</p> <p>(2) その他知事が必要と認める書類</p> <p>No.4の補助金は、色彩選別機のリースによる導入に係る事業費に対して補助するものであるが、物件の現物及び補助金相当額のリース会社への支払に関する振込金受取書は確認しているものの、リース契約書及びリース物件借受証を確認していなかった。また、補助事業等検査確認においても契約書写の添付について確認項目を「適」としていた。リース契約書及びリース物件借受証はリース取引の実在性を示す重要な書類であることから、補助事業の実績確認書類として徴求し、検証を行う必要がある。</p>	<p>また、成果確認時に使用する補助事業成果確認チェックリストに、具体的な確認書類として「リース契約書」及び「リース物件借受証」を明記することにより、審査の徹底を図っている。</p>
事業の実施期間について (水産課) 報告書205頁	<p>【指摘事項】</p> <p>事業の実施期間は平成29年6月1日から平成30年3月28日であるが、交付決定の通知が行われた平成29年6月1日より前に発生した経費を補助対象事業に含めている。</p> <p>支出一覧には8月31日と記載しており、支払日をもって事業実施期間内に実施した事業に係る経費にしていると見受けられるが、請求書には取引日の記載があり明らかに交付決定の通知より前に実施された事業に係る経費であり指摘する。</p>	<p>補助金額のうち、交付決定日より前に発生した経費のため、補助対象外であった経費に対する部分について、事業実施主体から令和元年10月30日に返納された。事業実施主体に対して、補助金交付の条件等を遵守するよう、また、申請内容の複数でのチェックを徹底するよう指導した。さらに、県としても、実績確認は二重のチェック体制で行っていく。</p>
実績報告書の記載内容の確認について (水産課) 報告書205頁	<p>【指摘事項】</p> <p>実績報告書の添付書類である事業費の根拠となる内訳を記載した資料「平成29年度福島県水産加工原料等安定確保支援事業の実績（事業費）一覧表」に事業費の支払先と事業内容が記載されており、事業費の内容を確認することができる。</p> <p>しかし、平成30年1月以降の事業費の支出については日付、支払先及び金額しか記載されており、事業内容の詳細（実施（納品）日、品目、数量、運搬区間等）の記載がないため事業内容の確認ができない。事業実績報告書の添付資料に不備がある場合は再提出を求め、又は事業内容を聴取し補助対象経費とすることの適否について検討し、検討結果及び結論を記載してお</p>	<p>平成30年1月以降の事業内容の詳細を記載した一覧表を、平成30年10月末に事業実施主体から徴取し、適正であることを確認した。今後、実績報告提出書類確認は二重のチェック体制で行っていく。</p>

くべきであり指摘する。

(監 査 総 務 課)

監 査 公 表 第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

令和2年2月14日

福島県監査委員 勅使河原 正之
 福島県監査委員 佐久間 俊 男
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

- 1 監査実施期間 令和元年11月12日～令和2年1月10日
- 2 監査対象機関 公所19か所
- 3 監査の結果

監査は、県中地方振興局ほか9機関については平成30会計年度の財務に関する事務、消防防災航空センターほか8機関については平成30会計年度及び令和元会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 総務部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
県中地方振興局	令和2年1月10日	佐久間俊男	美馬武千代	実地監査	令和元年9月5日 令和元年9月6日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 指導事項

- ・工事の変更により請負代金が500万円以上になったにもかかわらず、契約保証金の取扱いの見直しを行わずに変更契約を締結している。
 (県中地方振興局)
- ・行政財産の使用許可及び貸付に係る管理経費のうち、平成31年3月使用分について、調定額算出の根拠となる電気料金等の請求書を受理した同年4月初の同年度分として調定すべきものを同年3月31日付けで平成30年度分として調定している。
 (県中地方振興局)
- ・工事執行権者から提出された総合評価方式評価結果（地域密着型）において、加点の対象にならない項目に誤って加点したものに気付かず入札を執行した。
 (県中地方振興局)
- ・土地区画整理事業の保留地に係る不動産取得税について、土地取得の契約締結に基づき課税していたにもかかわらず、事業完了して所有権移転登記後に重複して課税した。
 (県中地方振興局)

(2) 危機管理部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
消防防災航空センター	令和元年12月5日	美馬武千代		実地監査	令和元年10月23日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 保健福祉部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
相双保健福祉事務所	令和元年11月21日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査	令和元年10月3日 令和元年10月4日
福島学園	令和2年1月10日	佐久間俊男	美馬武千代	実地監査	令和元年11月12日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・生活保護法第63条による保護費用の返還の収入調定に1か月以上遅延しているものがある。(相双保健福祉事務所)
- ・児童福祉施設入所費負担金に係る未納者に対する督促事務について、納期限を6月以上徒過して督促状を送付しているもの及び督促状の指定納期限を送付日の前に設定しているものがある。(相双保健福祉事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(4) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
テクノアカデミー浜	令和元年11月14日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査	令和元年9月19日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県南農林事務所	令和元年11月26日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査	令和元年10月8日 令和元年10月9日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県南建設事務所	令和元年11月26日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査	令和元年10月10日 令和元年10月11日
相馬港湾建設事務所	令和元年11月14日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査	令和元年9月17日 令和元年9月18日
小名浜港湾建設事務所	令和元年11月19日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査	令和元年10月3日 令和元年10月4日
福島空港事務所	令和元年11月12日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査	令和元年10月1日
県北流域下水道建設事務所	令和元年11月21日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査	令和元年10月2日
県中流域下水道建設事務所	令和元年11月12日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査	令和元年10月1日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・設計額に誤りがあり、入札事務における落札者の決定について重大な影響を与えたものがある。(県南建設事務所)

「事実」

施工箇所が点在する工事の入札において、積算方法に誤りがあるまま設計書を作成し入札事務を行ったため、本来受注すべきであった業者と異なる業者と契約している工事が1件ある。

「是正・改善等の意見」

設計書の作成に当たっては、積算方法の情報共有やチェック体制等を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 工事請負変更契約において、工期延長の変更契約を行う際に、追加の工事を含めて締結すべきところ、次の変更契約で処理している。

工事の名称 漁港災害復旧（再復）工事（海岸堤防）

（相馬港湾建設事務所）

- ・ 工事請負契約に基づく契約保証金について、契約内容の完了確認後に速やかに還付を行うべきところ、3か月以上遅延して還付している。

（相馬港湾建設事務所）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(7) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
長沼高等学校	令和元年12月5日	美馬武千代		実地監査	令和元年10月23日
塙工業高等学校	令和元年12月6日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査	令和元年10月24日
耶麻農業高等学校	令和2年1月9日	勅使河原正之	菅家惣一郎	実地監査	令和元年11月7日
大沼高等学校	令和2年1月9日	勅使河原正之	菅家惣一郎	実地監査	令和元年11月8日
会津農林高等学校	令和2年1月8日	佐久間俊男	美馬武千代	実地監査	令和元年11月6日
石川支援学校	令和元年12月6日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査	令和元年10月24日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 公共資金前渡経理者の通帳記帳を1年以上行わなかったため、水道料減免分の返還額の収入調定が遅延している。（塙工業高等学校）
- ・ 生産物の生産台帳への記載及び出納簿の整理が適切でないため、生産量及び現在量が確認できないものがある。（耶麻農業高等学校）
- ・ 燃料単価契約にかかる事務手続において、予定価格を超えて契約しているものがある。（会津農林高等学校）
- ・ 有価買取を伴う物品の処分について、不用決定の手続前に履行期限の記載のない廃棄物等収集運搬及び処分の契約を締結し、物品の引渡しの前に履行確認している。（会津農林高等学校）
- ・ 行政財産使用許可及び行政財産使用料の審査及び確認が不十分であったため、収入調定額に不足額が生じているものがある。（会津農林高等学校）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(8) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
会津坂下警察署	令和2年1月8日	佐久間俊男	美馬武千代	実地監査	令和元年11月5日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

（監査総務課）

監査公表第3号

令和元年11月29日監査公表第11号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和2年2月14日

福島県監査委員 勅使河原 正之

福島県監査委員 佐久間 俊 男
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎
 元財第2019号
 令和元年12月25日

福島県監査委員 勅使河原 正之
 福島県監査委員 佐久間 俊 男 様
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和元年11月19日付け元福監第171号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 財務総室、文書管財総室
 監査対象年度 平成30年度
 監査実施年月日 令和元年9月6日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 債務負担行為の手續に著しく適正でないものがある。</p> <p>「事実」 他県等応援職員用公舎のリース契約については、平成30年3月31日でリース物件の使用（入居）期間が終了することから、令和3年3月31日まで延長する契約を平成30年3月23日に締結している。</p> <p>本来、平成29年度予算で債務負担行為として計上し契約すべきところ、予算計上年度を誤り平成30年度予算に計上していることから、予算の定めがない状態で翌年度以降の契約を締結している。</p> <p>「是正・改善等の意見」 債務負担行為による契約については、契約期間による会計年度の確認を徹底するとともに、組織としての内部牽制が的確に行われるようチェック体制を確立し、適正な契約事務処理を行うこと。</p>	<p>今般の事案は、債務負担行為の手續に対する認識不足及び組織的なチェックが不十分であったことが原因です。</p> <p>今後の債務負担行為による契約については、事業課及び予算主管課とともに契約期間や更新時期に留意し、適切な時期に予算計上し、契約事務処理を行うよう努めてまいります。</p>

- 2 監査対象機関 文書管財総室
 監査対象年度 平成30年度
 監査実施年月日 令和元年9月6日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 復興公営住宅に係る県有資産等所在市町村交付金について、内部牽制が十分に機能せず事務手續が適正を欠いているため、歳出に重大な影響があるものがある。</p> <p>「事実」 復興公営住宅に係る県有資産等所在市町村交付金については、算定対象外の面積を加えるなどの誤りがあり、平成28年</p>	<p>今般の事案は、交付金の算定対象面積の考え方について、内部での確認が不十分であり、内部牽制が不十分であったことが原因です。</p> <p>今般の事案を受け、令和元年度の交付時まで、内部牽制体制を見直し、係員同士による相互確認とともに、管理職による再確認体制を徹底することにより、</p>

<p>度から平成30年度までの交付額に総額20,560,700円の過不足があった。</p> <p>なお、過不足額については、令和元年度分の交付時まで精算を完了している。</p> <p>「是正・改善等の意見」</p> <p>県有資産等所在市町村交付金の算定に当たっては、組織としての内部牽制が的確に行われるようチェック体制を確立し、登記簿、公図、竣工図面等の関係資料と突合し十分に確認の上決定すること。</p>	<p>内部牽制が十分に機能するようにしました。</p> <p>なお、是正対象の市町に確認して、過不足額の精算を完了しています。</p> <p>今後は、公図、竣工図等から該当箇所を確認し、登記簿の面積と照合して、交付金額を算定するとともに、複数職員での確認体制の中で、資料との突合を徹底し、同様の処理誤りを防止してまいります。</p>
--	--

- 3 監査対象機関 会津地方振興局
 監査対象年度 平成30年度
 監査実施年月日 令和元年10月24日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」</p> <p>入札事務における総合評価方式評価結果の内容の確認において、著しく適正を欠いているため、落札者の決定に影響を及ぼしているものがある。</p> <p>「事実」</p> <p>工事執行権者から提出された総合評価方式評価結果（地域密着型）において、加点の対象とならない項目について誤って加点したもの等があり、その誤りに気付かず入札を執行したため、本来契約すべきでない相手方と契約締結に至っているものが3件ある。</p> <p>「是正・改善等の意見」</p> <p>総合評価方式評価結果の内容の確認に当たっては、審査基準等の関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今般の事案は、新設された制度について、関係職員の理解が不足していたことが原因です。</p> <p>事案発覚後、契約については、工事執行権者が、現契約者と本来契約すべきであった相手方の同意を得て、現契約を継続しております。</p> <p>今般の事案を受け、事務マニュアルを修正の上、職場内で制度の周知を確実にを行うとともに、評価結果の内容の確認においては、チェックリストへの項目の追加を実施した上で、複数職員によるチェックを徹底するなど、確認体制を強化しました。</p> <p>今後は、関係規程に基づき、適切な入札執行に努めてまいります。</p>

- 4 監査対象機関 南会津地方振興局
 監査対象年度 平成30年度
 監査実施年月日 令和元年8月7日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」</p> <p>建物貸付料の調定において、3か月以上遅延しているものがある。</p> <p>「事実」</p> <p>県有財産賃貸借契約に係る自動販売機建物貸付料（1件546,480円）について、平成30年4月1日付けで収入調定し納期限を同年5月1日とすべきところ、同年8月30日に調定し納期限を同年9月14日としている。</p> <p>「是正・改善等の意見」</p> <p>歳入の調定に当たっては、関係規程に基づき遺漏のないよう適正に行うこと。</p>	<p>今般の事案は、県有財産賃貸借契約に係る建物貸付料の収入調定において、事務処理を失念していたことが原因です。</p> <p>今般の事案を受け、定期的な収入に係るチェックリストを作成するとともに、該当月における事務処理について、正副担当及び管理職それぞれが確認を徹底するなど、チェック機能及び体制の強化を図りました。</p> <p>今後は、事務の進捗状況をしっかりと確認しながら、関係規程に基づき適正に処理を行ってまいります。</p>

- 5 監査対象機関 いわき地方振興局
 監査対象年度 平成30年度

監査実施年月日 令和元年8月8日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 保留地に係る不動産取得税の課税が適正を欠いているため、収入事務に重大な影響を与えているものがある。</p> <p>「事実」 甲土地区画整理事業の保留地に係る不動産取得税の課税については、土地取得の契約締結に基づき課税すべきところ、事業完了後の所有権移転登記に基づき課税したため、平成31年1月10日に20件843,500円を誤って課税した。</p> <p>そのうち16件629,200円については既に課税済みであり、4件214,300円は課税できる期間を経過していた。</p> <p>なお、当該課税については、平成31年2月8日までに全て取り消し、納付があった8件327,900円については還付している。</p> <p>「是正・改善等の意見」 不動産取得税の課税に当たっては、課税資料作成時の確認を徹底するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今般の課税誤りについては、保留地に係る不動産取得税の課税方法の理解が不十分であったこと、課税期間の経過については、保留地の異動状況の把握が不十分であったことが原因です。</p> <p>誤って課税した20件については、平成31年1月29日に課税を取り消し、納付があった8件については、平成31年2月28日までに全て還付しました。</p> <p>今般の事案を受け、保留地の課税方法について研修を実施するとともに、課税資料作成時のダブルチェックを徹底することとしました。</p> <p>また、全県税部で情報を共有し、二重課税のリスクについて改めて注意喚起するとともに、県税賦課事務提要进行の一部改正し、保留地課税における留意事項や二重課税防止策について明記しました。</p> <p>今後は、県税賦課事務提要进行等を厳守し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

- 6 監査対象機関 危機管理総室
 監査対象年度 平成30年度
 監査実施年月日 令和元年9月2日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 附属機関の委員等に係る委嘱事務について、牽制体制が機能しておらず、公文書及び個人情報の管理に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 福島県防災会議及び福島県石油コンビナート等防災本部の委員等に係る委嘱事務について、平成30年4月1日付けでなされているべき手続が行われておらず、平成31年4月に関係機関からの指摘を受けて当該事実が判明した。このため、平成31年1月28日に行われた福島県防災会議の決議は無効となった。</p> <p>また、平成29年度に提出を受けた就任承諾書、履歴書及び前任者の辞職届（5機関7名分計21件）並びに平成30年度に提出を受けた就任承諾書、履歴書及び前任者の辞職届（1機関1名分計3件）を紛失している。</p> <p>「是正・改善等の意見」 附属機関の委員等に係る委嘱事務については、執行状況を適時・的確に把握するチェック体制を構築するとともに公文書及び個人情報の管理を徹底し、関係規</p>	<p>今般の事案は、委嘱事務の重要性並びに公文書及び個人情報の管理について業務担当の理解が不足していたこと、組織的な牽制体制が機能していなかったことが原因です。</p> <p>今般の事案を受け、防災会議等の委嘱事務について、関係機関を訪問し経緯の説明及び謝罪を行うとともに、委嘱状を作成し改めて書面による会議を開催しました。</p> <p>また、職員一人一人の制度理解を深め、関係規程に基づいた適正な事務処理を行うため、文書の適切な管理及び個人情報の取扱いについて、事務処理研修会やコンプライアンス研修会を開催しました。</p> <p>今後は、引き続き研修会を実施するほか、管理職が各職員の業務について定期的にヒアリングを行うことによる進捗管理及び複数職員によるチェックを行うことにより、内部牽制体制の強化に努めてまいります。</p>

程に基づき適正に行うこと。

- 7 監査対象機関 健康衛生総室
 監査対象年度 平成30年度
 監査実施年月日 令和元年8月28日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 債権現在高の算出に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 福島県理学療法士等修学資金（新・旧）及び福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金の債権現在高において、調査日現在、精査不足により履行期限到来額、収入未済額、その他増減額に誤りがある。</p> <p>「是正・改善等の意見」 債権の管理及びその現在高の算出に当たっては、組織内のチェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今般の事案は、平成28年度以前に修学資金の貸与を受け、県内の医療機関等で一定期間勤務し、平成29年度に修学資金の返還債務の免除を受けた者について、当該年度の債権現在高報告で当該免除額に計上すべきところ、計上漏れが生じたことが原因です。</p> <p>今般の事案を受け、福島県理学療法士等修学資金（新・旧）及び福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金の各債権現在高について、管理台帳及び返還免除決定通知書等証ひょう資料と照合・確認の上、令和元年度第2四半期の債権現在高報告において、修正報告を行いました。</p> <p>今後は、返還債務の免除を受けた者に関する情報について、組織内で情報共有を図るとともに、債権現在高報告に際しては、管理台帳及び返還免除決定通知書等証ひょう資料の写しを添付するなど、組織内のチェック体制を強化し、適正な債権の管理に努めてまいります。</p>

- 8 監査対象機関 会津若松建設事務所
 監査対象年度 平成30年度
 監査実施年月日 令和元年8月6日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 技術提案書の評価において誤りがあり、入札事務における落札者の決定について重大な影響を与えたものがある。</p> <p>「事実」 福島県総合評価方式（地域密着型）で実施した入札において、入札参加者の所在地を誤ったものが1件、加点の対象とならない支店における「雇用の維持・確保」の項目を誤って加点したものが2件の計3件が本来契約すべきでない相手方と契約締結に至っている。</p> <p>「是正・改善等の意見」 福島県総合評価方式の評価に当たっては、審査基準などの関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今般の事案は、平成30年4月1日から新たに導入された制度について、評価に係る職員の入札監理課主催の説明会での内容や総合評価方式の手引の理解不足が原因です。</p> <p>事案発覚後、本来受注すべきであった業者と異なる業者と契約している工事について、本来受注すべき業者及び契約した業者に謝罪及び説明を行うとともに、施工中の工事については、工事を継続する同意を得ました。</p> <p>今般の事案を受け、改正等があった場合には、所内の総合評価技術審査会で周知を図り、新たなチェックリストを作成し、チェック体制の強化を図りました。</p> <p>今後は、関係規程の情報収集及び所内情報提供の強化を図り、適正な評価の実</p>

施に努めてまいります。

- 9 監査対象機関 会津若松建設事務所
 監査対象年度 平成30年度
 監査実施年月日 令和元年8月6日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 設計額に誤りがあり、入札事務における落札者の決定について重大な影響を与えたものがある。</p> <p>「事実」 施工箇所が点在する工事の入札において、積算方法に誤りがあるまま設計書を作成し入札事務を行ったため、本来受注すべきであった業者と異なる業者と契約している工事が2件ある。</p> <p>「是正・改善等の意見」 設計書の作成に当たっては、積算方法の情報共有やチェック体制等を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今般の事案は、施工箇所が点在する工事に係る積算基準の改正について、技術管理課主催の説明会の復命や通知文書の周知が徹底されず、事務所内の情報共有が不足していたことが原因です。事案発覚後、本来受注すべきであった業者と異なる業者と契約している工事については、本来受注すべき業者及び契約した業者に謝罪及び説明を行うとともに、既に竣工していることから、工事費の支払いが過小となっていたものは追加の支払いをし、支払いが過大となっていたのは返納を受けました。</p> <p>今般の事案を受け、正しい積算方法について発出された通知文書の所内周知を徹底するとともに、技術管理課主催の説明会には、積算担当者だけでなく検算担当者も出席させ、所内OJTにおいて基準改正等の内容を伝達し、積算方法の情報共有を図ることとしました。</p> <p>また、チェック体制の強化と更なる情報共有のため、専門技術管理員が積算する上で間違いやすい事例を月ごとに集計し、課長会議等により情報共有を行い、周知することとしました。</p> <p>今後は、上記の取組を継続するとともに、監督員による複数チェックを実施するなど、関係規程に基づいた適正な設計書の作成に努めてまいります。</p>

- 10 監査対象機関 南会津建設事務所
 監査対象年度 平成30年度
 監査実施年月日 令和元年8月7日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 設計額に誤りがあり、入札事務における落札者の決定について重大な影響を与えたものがある。</p> <p>「事実」 施工箇所が点在する工事の入札において、積算方法に誤りがあるまま設計書を作成し入札事務を行ったため、本来受注すべきであった業者と異なる業者と契約している工事が1件、入札不調とすべき工事が13件ある。</p> <p>「是正・改善等の意見」</p>	<p>今般の事案は、施工箇所が点在する工事に係る積算基準の改正について、技術管理課主催の説明会の復命や通知文書の周知が徹底されず、事務所内の情報共有が不足していたことが原因です。事案発覚後、本来受注すべきであった業者と異なる業者と契約している工事については、本来受注すべき業者及び契約した業者に謝罪及び説明を行うとともに、契約を継続することについて同意を得て、設計変更時に、正しい設計額に基づく変</p>

設計書の作成に当たっては、積算方法の情報共有やチェック体制等を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

更契約を行いました。

また、入札不調とすべき工事については、契約した業者に謝罪及び説明をした上で、竣工している工事については、正しい予定価格を上回る金額の返納を受け、施工中の工事については、契約を継続することについて同意を得て、設計変更時に、正しい設計額に基づく変更契約を行いました。

今般の事案を受け、積算基準改正の説明会には、積算基準を理解している職員が出席し、説明会に参加しなかった職員に対しては、復命会を通じて改正内容の周知徹底を図るとともに、技術管理課からの重要な通知文書については、課内ミーティング時に周知を行うこととしました。

また、検算時の積算誤りを取りまとめ、職員にフィードバックするとともに、積算誤りが多い箇所や過去の入札事務誤作業の事例を課内ミーティングで周知し、積算誤りの防止を図ることとしました。

今後は、設計額に誤りが生じないように、関係規程に基づく適正な設計書の作成に努めてまいります。

(監査総務課)

監査公表第4号

令和元年11月29日監査公表第11号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和2年2月14日

福島県監査委員 勅使河原 正之
 福島県監査委員 佐久間 俊 男
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎
 元教財第1064号
 令和元年12月27日

福島県監査委員 勅使河原 正之
 福島県監査委員 佐久間 俊 男
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和元年11月19日付け元福監第171号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 施設財産室
 監査対象年度 平成30年度
 監査実施年月日 令和元年9月5日

指 摘 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」 収入調定事務に適正を欠いているものがある。	今般の事案は、債務者である法人の代表者が変更となったことについて、主務

「事実」

平成30年度国立磐梯青少年交流の家第二体育館の財産貸付料について、収入調定を誤って複数回行い、一部誤りに気が付き取り消したものの、その後、収入未済状況の確認を怠ったため、取り消すべき調定分2,168,794円を収入未済扱いのまま平成31年度に繰り越し、令和元年6月に誤りに気が付き減額処理をしている。

「是正・改善等の意見」

収入調定に当たっては、チェック体制を強化し関係規程に基づき適正に行うこと。

課担当者が調定の入力を3回誤って行い、全て（3回分）取り消すべきところ2回分の取消しを失念したこと及び出納局から配信される収入未済状況の資料について、予算主管課担当者による確認が不十分であったため、長期に渡り取消し漏れに気付かず、翌年度の決算作業時まで経過したことが原因です。

今後は、誤った調定を取り消す際は、取り消すべき収入調書の番号を常に財務会計システムで確認し、取消し漏れが発生しないようにいたします。

また、出納局から収入未済に関する資料が配信されるたびに、予算主管課内で管理職も含めた複数職員によるチェックを徹底し、調定の取消し漏れの発生防止に努めてまいります。

(監査総務課)